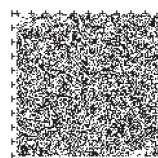
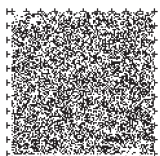


資料編

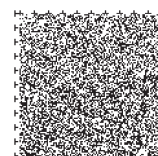






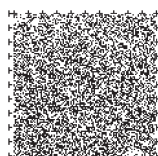
1. 計画の策定経過

	日時	項目	内容
令和5年度	令和6年 2月27日（火）	第1回 幸手市児童福祉審議会	(1) 第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績及び令和5年度実績見込みについて (2) 幸手市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査について
令和6年度	令和6年 3月19日（火）～ 4月15日（月）	幸手市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	就学前児童を持つ保護者：1,038人 小学生児童を持つ保護者：1,534人 郵送配布・郵送またはWEB回答により実施
	令和6年 5月21日（火）	第1回 幸手市児童福祉審議会	(1) 第3期幸手市子ども・子育て支援事業計画策定に係る幸手市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（速報）について (2) 子ども・子育て支援事業計画策定に係るワークショップ概要（案）について
	令和6年 7月17日（水）	子供の意見聴取 （中学生ワークショップ）	幸手市立幸手中学校：7名 幸手市立西中学校：8名 幸手市立東中学校：5名 意見交換 (1) 中学生の皆さんから見た現状（幸手市の現状・魅力・課題について） (2) 将来像について (3) 「やりたいこと」「必要な取り組み」について
	令和6年 7月19日（金） 8月6日（火） 8月20日（火） 8月28日（水） 8月29日（木） 8月30日（金）	団体・事業者ヒアリング	①幼稚園：2か所 ②保育所：2か所 ③放課後児童クラブ（学童）：4か所 ④放課後等デイサービス：1か所 ⑤子育て支援団体：5団体





	日時	項目	内容
令和6年度	令和6年 10月31日(木)	第2回 幸手市児童福祉審議会	(1) 幸手市こども計画(第3期幸手市子ども・子育て支援事業計画)策定について
	令和6年 12月23日(月)	第3回 幸手市児童福祉審議会	(1) 幸手市こども計画(素案)について (2) 教育・保育施設の利用定員の設定に対する意見について
	令和7年 1月15日(水)～ 2月7日(金)	パブリックコメントの実施	幸手市こども計画(素案)の意見募集 閲覧場所: 幸手市役所本庁舎ロビー、幸手市保健福祉総合センター情報コーナー、各公民館、幸手市ホームページ
	令和7年 3月3日(月)	第4回 幸手市児童福祉審議会	(1) 幸手市こども計画(案)について (2) 第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実績及び令和6年度実績見込みについて (3) 学校再編に伴う放課後児童クラブの変更について





2. 幸手市児童福祉審議会条例

平成13年3月27日
条例第6号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、幸手市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平25条例34・令5条例5・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する必要な事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

（平25条例34・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 小・中学校の長
- (3) 児童福祉事業に関係する者
- (4) 児童福祉に関する知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

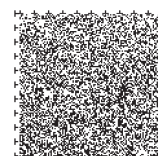
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部こども支援課において処理する。

（平17条例2・平17条例30・平29条例22・一部改正）





(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第30号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月21日条例第34号）

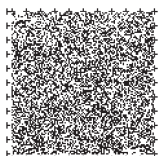
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第22号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第5号）

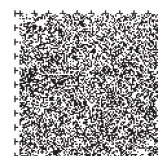
この条例は、令和5年4月1日から施行する。





3. 幸手市児童福祉審議会委員委嘱者

	職名	氏名	備考	任期期間
1	幸手市民生委員・児童委員協議会	市川 照夫	1号委員 民生委員・児童委員	令和4年12月～
2	幸手市主任児童委員	畑尻 奈保美	1号委員 民生委員・児童委員	令和4年12月～
3	幸手市小中学校長研究協議会	森 祥一	2号委員 小・中学校の長	令和5年4月～ 令和6年3月
4	社会福祉法人天神福祉会 てんじん保育園	板橋 幸子	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和4年10月～ 令和6年9月
5	幸手市学童保育連絡協議会	大和 智子	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和4年10月～
6	幸手市私立幼稚園協会	飯島 晴美	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和4年10月～
7	幸手子育て支援ねっとわーく会議	小川万里子	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和4年10月～ 令和6年9月
8	幸手市PTA連合会	黒川 翔太	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和5年4月～ 令和6年9月
9	学校法人共済学院 日本保健医療 大学	松崎 一基	4号委員 児童福祉に関する知 識経験を有する者	令和5年4月～ 令和6年9月
10	埼玉県 越谷児童相談所	齋藤 宏之	4号委員 児童福祉に関する知 識経験を有する者	令和4年10月～
11	幸手市小中学校長研究協議会	栗城 敦志	2号委員 小・中学校の長	令和6年4月～
12	社会福祉法人天神福祉会 エール保育園	板橋 秀憲	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和6年10月～
13	幸手子育て支援ねっとわーく会議	立花 美香	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和6年10月～
14	幸手市PTA連合会	根岸 一広	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和6年10月～
15	学校法人共済学院 日本保健医療 大学	加藤 さゆり	4号委員 児童福祉に関する知 識経験を有する者	令和6年10月～





4. 子ども・子育て支援事業に関する推計及びニーズ量等の算出について

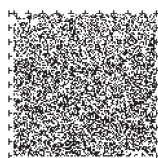
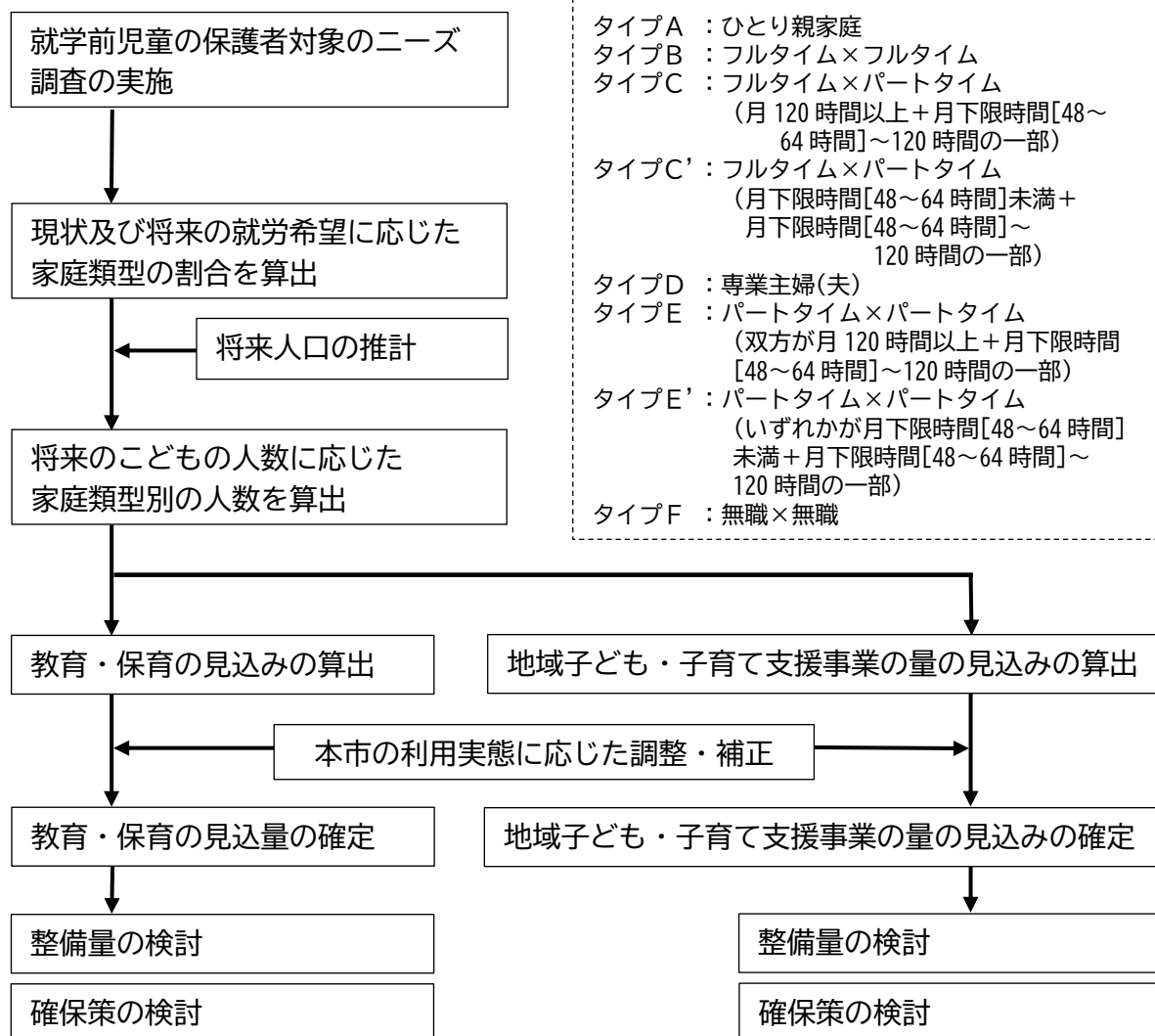
(1) 推計の手順

教育、保育の量の見込みの算出にあたっては、国が示す以下の算定手順に即して推計を行いました。

具体的には、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（改訂版 Ver. 2 令和6年10月10日）の手順で推計を行いました。その上で、実際の利用状況等を考慮した調整等を行いました。これは、国の手順書では「自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能」と記載されているためです。

国の推計手法の概要は以下の通りです。

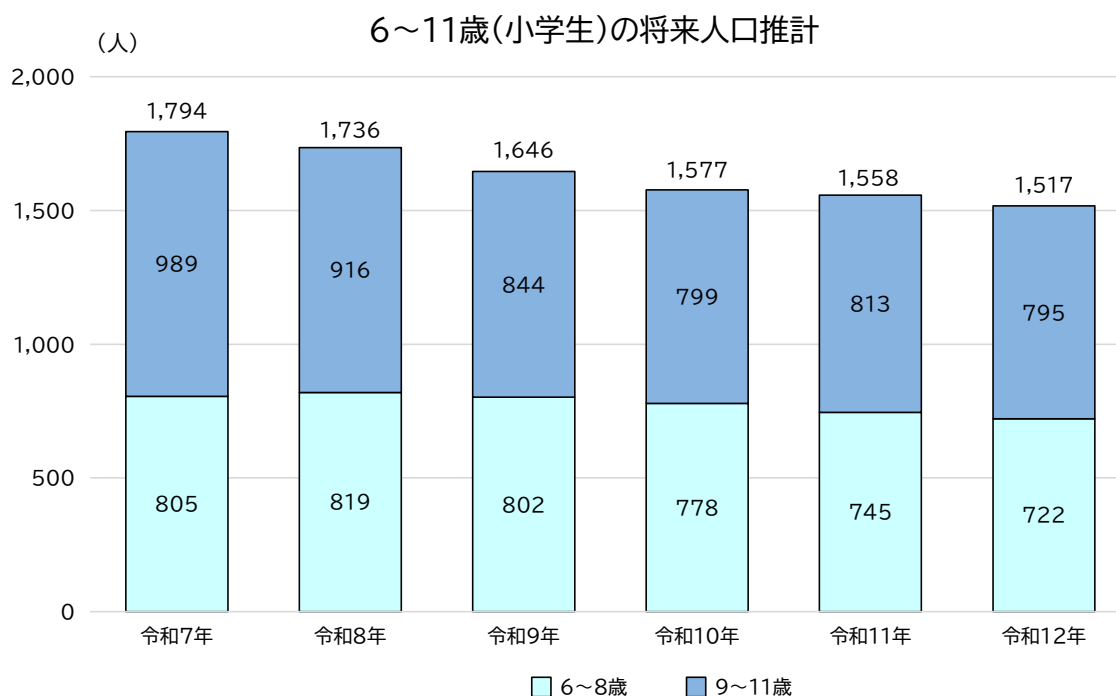
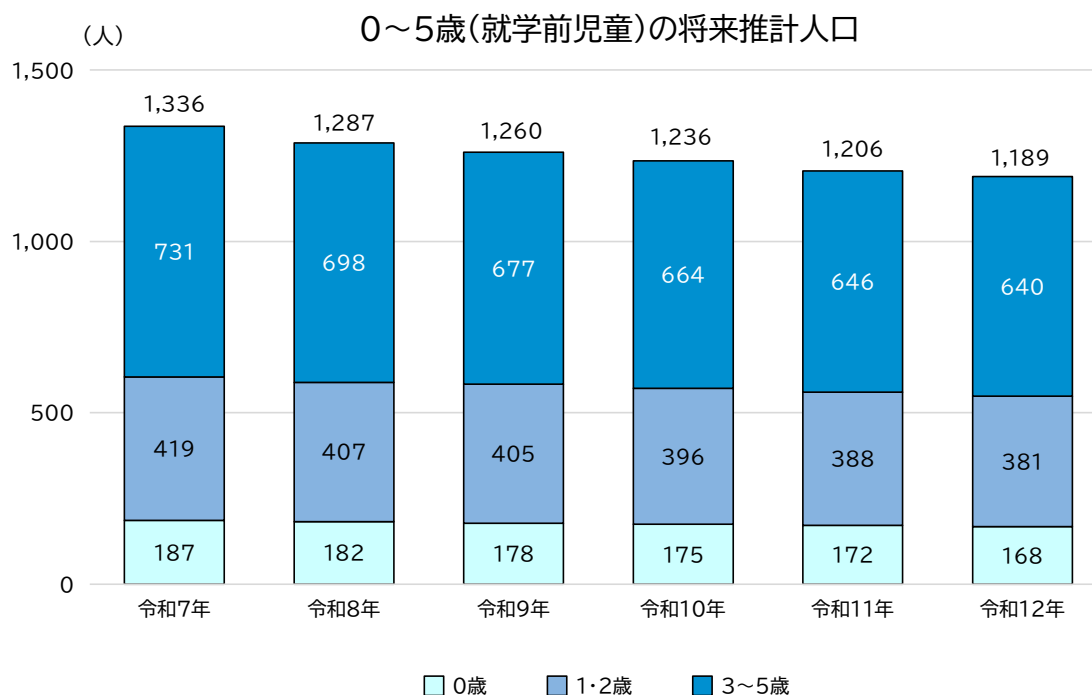
図 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の流れ



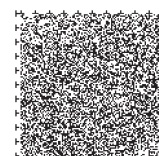


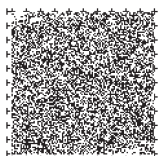
(2) 将来推計人口

本計画の計画期間（令和7年～令和12年）における年齢区分別児童人口の推計結果は以下のとおりです。令和12年の0～5歳の就学前児童人口は1,189人、6～11歳の小学生人口は1,517人と予測しています。



*資料：住民基本台帳（令和5年10月現在、令和6年10月現在）







幸手市こども計画

発 行：令和7年3月

発行者：幸手市健康福祉部 こども支援課

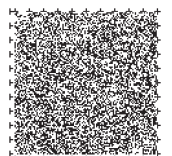
住 所：〒340-0152

埼玉県幸手市大字天神島1030-1

幸手市保健福祉総合センター＜ウェルス幸手＞

連絡先：0480-42-8454

FAX：0480-42-2130





幸手市こども計画

